

掛川市規則第3号

掛川市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年2月15日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

掛川市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成17年掛川市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員が生じたとき新たに委員長に指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、これを再任することができる。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第9条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、委員に対し、会議を開催する日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象にするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（運営上の留意事項）

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

意 見 書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	整理番号 ※2
提出者職氏名	意見取りまとめ者受付 ※1 年 月 日	
意見取りまとめ者氏名 ※1	受付 ※2 年 月 日	
<p>（意見取りまとめ者を經由する場合）</p> <p>意見取りまとめ者から委員会の庶務担当課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い</p> <p style="text-align: center;">記名 ・ 匿名</p>		

掛川市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

（注）

1 ※1の欄は意見取りまとめ者が記入し、※2の欄は空欄とすること。

2 必要な資料があれば添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、改正後の掛川市消防本部消防職員委員会に関する規則第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲において消防長が定める日までの期間とする。